

飲食店等に対する営業時間短縮の要請に関する

京都府緊急事態措置協力金（延長分）

【 京 都 府 全 域 】 令和3年2月8日（月）～2月28日（日）

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 （3/1～3/14実施分）

【 京 都 市 域 】 令和3年3月1日（月）～3月14日（日）

【京都市以外の地域】 令和3年3月1日（月）～3月7日（日）

— 支給要項 —

留意事項

◎ 京都府緊急事態措置協力金（延長分）は午後8時までの時短要請としているため、もともとの営業時間が午後8時までの店舗は申請できません。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（3/1～3/14実施分）は午後9時までの時短要請としているため、もともとの営業時間が午後9時までの店舗は申請できません。

◎ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（3/1～3/14実施分）については、3月8日（月）から3月14日（日）の要請期間は、対象地域を京都市域としているため、京都市以外の地域の店舗は申請できません。

受付期間：令和3年3月15日（月）～4月5日（月）

I 概要

京都府では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府内の飲食店等の施設(対象となる施設(以下「対象施設」という。))は別表1を参照)に対して、営業時間短縮の要請(以下「時短要請」という。)を行いました。

対象施設を運営されている方で、時短要請に協力いただいた**企業・団体及び個人事業主**の皆様に対して、「京都府緊急事態措置協力金(延長分)」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)」を支給します。

	京都府緊急事態措置協力金 (延長分)	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (3/1～3/14実施分)	
対象地域	京都府内全域	京都市域	京都市以外の地域
要請期間	2月8日(月)～2月28日(日) 【21日間】	3月1日(月)～3月14日(日) 【14日間】	3月1日(月)～3月7日(日) 【7日間】
対象業種	飲食店・遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)		
要請内容	午前5時～午後8時の営業を要請 (酒類の提供は午前11時～午後7時)	午前5時～午後9時の営業を要請 (酒類の提供は午前11時～午後8時)	
対象者	企業・団体、個人事業主(規模の限定なし)		
連続要件	時短営業の協力開始日から2月28日 まで連続して時短要請に応じること	時短営業の協力開始日から3月14日まで(京都市以外の施設は3月7日まで)連続して時短要請に応じること	
協力金額	6万円/日	4万円/日	

【注】緊急事態宣言が解除されたことに伴い、緊急事態措置協力金(延長分)の対象期間について、「2月8日(月)～3月7日(日)」から「2月8日(月)～2月28日(日)」に変更しています。

II 支給要件

協力金は、次の共通の要件及び各協力金の要件を満たす者(以下「申請者」という。)に支給します。
なお、各協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1度です。

◎共通の要件

- 対象施設に関して、**必要な許認可等(別表2⑦を参照)を取得している者**であること。
- 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けていること。
同ステッカーの交付を受けていない場合は、次のいずれかのガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること。
 - 各業種別ガイドライン(内閣官房HP)
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201211>
 - 京都府「感染拡大防止ガイドライン(例)(標準的対策)」(京都府HP)
http://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/documents/guideline_rei.pdf
 - より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)(京都市観光協会HP)
<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

◎京都府緊急事態措置協力金（延長分）の要件

- 1 京都府内において、時短要請の延長を行う令和3年2月3日（水）以前に午後8時から午前5時までの時間帯で営業を行っている対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主であること。
 - 2 時短要請の延長期間（令和3年2月8日（月）午前0時から令和3年2月28日（日）午後12時まで）のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること。
- ※時短営業の協力開始日から令和3年2月28日（日）までの間に、時短要請に応じない日が1日でもあれば、連続して応じたことにならないため、協力金は支給されません。
- ※準備の都合等、特別な事情があり2月8日（月）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、可能な限り早い日から時短要請に応じたことが必要です。

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)の要件

- 1 京都府内において、時短要請の延長を行う令和3年2月26日（金）以前に午後9時から午前5時までの時間帯に営業を行っている対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主であること。
 - 2 時短要請の期間（令和3年3月1日（月）午前0時から令和3年3月14日（日）（京都市以外の地域は3月7日（日））午後12時まで）のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること。
- ※時短営業の協力開始日から令和3年3月14日（日）（京都市以外の地域は3月7日（日））午後12時までの間に、時短要請に応じない日が1日でもあれば、連続して応じたことにならないため、協力金は支給されません。
- ※準備の都合等、特別な事情があり3月1日（月）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、可能な限り早い日から時短要請に応じたことが必要です。

Ⅲ 支給額

京都府緊急事態措置協力金（延長分）

1 施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数 × 6万円

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（3/1～3/14実施分）

1 施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数 × 4万円（※京都市以外の地域は3/1～3/7まで）

※各協力金とも、定休日等の店休日は、協力金の対象となる日数には含みません。

IV 申請手続等

京都府緊急事態措置協力金（延長分）（以下「協力金(延長分)」という。）及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（3/1～3/14実施分）（以下「協力金（3月分）」という。）の両方を申請される場合は、必ず同時に申請してください。別々の申請はできませんのでご注意ください。

1 受付期間

令和3年3月15日（月）から令和3年4月5日（月）まで

2 申請方法

(1)WEB申請（できるだけ、WEB申請を御利用ください。）

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin4.html>

（注）令和3年4月5日（月）23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。事前に「@mail.itb.com」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

(2)郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒600-8799 京都中央郵便局留 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局	令和3年4月5日(月) までの 消印有効
--	----------------------------

（緊急事態措置協力金(当初分)と宛先が異なりますのでご注意ください）

<郵送申請に当たって>

- ※ 複数の施設（店舗）を運営している申請者は、取組を行った施設（店舗）分を一括して申請してください。
- ※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。
- ※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

<注意事項>

- ※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全てが確認できれば、申請の受付を行います。

3 申請書類

別表2に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

4 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、協力金の支給を決定し、指定口座に支払います。また、支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を郵送します。審査の結果、支給要件を満たさず、不支給の決定をしたときは、不支給に関する通知を郵送します。

なお、支給に関する通知及び不支給に関する通知の再発行は致しません。

V その他

- 1 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、京都府に協力金を返還していただきます。なお、時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。
- 2 協力金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、対象施設の取組状況の検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 時短要請の協力をされた事業者として、申請書に記載された施設名称（店舗名等）を京都府のホームページで御紹介させていただくことがあります。

VI 本協力金の申請手続きに関するお問い合わせ先

協力金コールセンター（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局）

電話番号 075-365-7780 （月～土曜 9:30～17:30 日曜・祝日は休み）

(別表1)対象施設一覧

コード	対象施設	カテゴリー
1101	飲食店	飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く
1102	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
1103	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
1201	キャバレー	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店
1202	ナイトクラブ	
1203	ダンスホール	
1204	スナック	
1205	バー	
1206	ダーツバー	
1207	パブ	
1208	サロン	
1209	ホストクラブ	
1210	ディスコ	
1211	出会い系喫茶	
1212	カラオケボックス	
1213	ライブハウス	
1214	お茶屋(お座敷)	

※下記の施設のうち、食品衛生法に基づく**飲食店営業又は喫茶店営業の許可**を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて飲食をさせる営業が行われる施設は、特措法に基づく要請の対象になります。

コード	対象施設	具体的な施設種類
1301	劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
1302	集会場又は公会堂	集会場、公会堂、貸会議室、文化会館
1303	展示場	展示場、多目的ホール
1304	ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る) 旅館(集会の用に供する部分に限る)
1305	運動・遊技施設	体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、ホットヨガ・ヨガスタジオ、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、陸上競技場、野球場、テニスコート、弓道場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、ビリヤード場、射的場、囲碁・将棋所、テーマパーク、遊園地
1306	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
1307	1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗	
1308	1,000㎡を超える広さのサービス業を営む店舗	

(別表2)申請書類一覧

提出書類	①	申請書(様式1) 申請者に関する情報 申請書(様式1-1) 施設に関する情報(協力金(延長分)を申請する場合) 申請書(様式1-2) 施設に関する情報(協力金(3月分)を申請する場合)
	②	誓約書(様式2)
	③	支払口座振替依頼書(様式3) ※口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。
申請者に関する添付書類	④	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)
	⑤	本人確認書類の写し 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) ※有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
	⑥	直近の確定申告書の写し 【法人】直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一(一)」 【個人】令和2年(2020年)分又は令和元年(2019年)分の「確定申告書B 第一表」 ※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(写し)又は法人設立届出書(写し)を提出してください。
施設に関する添付書類	⑦	業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し ※食品衛生法における飲食店営業許可、喫茶店営業許可の許可証
	⑧	施設(店舗)の外観(屋号が分かるもの)の写真 ※新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている施設(店舗)は、ステッカーが写り込むように撮影してください。
	⑨	施設(店舗)の内観(店内の様子が分かるもの)の写真
	⑩	直近の月締め帳簿(令和2年11月、12月、令和3年1月、2月のいずれかの月分) ※1ヶ月間の日毎の売上状況等が確認できる資料(試算表、売上台帳、出納帳等)
	⑪	通常の営業時間が分かる資料の写し(看板、ホームページ、チラシ等)
	⑫	営業時間の短縮状況、酒類の提供時間が分かる資料の写し(貼り紙、HP等) 協力金(延長分)を申請する場合: 営業時間を20時まで、酒類の提供を19時までとしたことがわかる資料 協力金(3月分)を申請する場合: 営業時間を21時まで、酒類の提供を20時までとしたことがわかる資料
		⑬

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設(店舗)を申請する場合は、店舗ごとに⑦~⑬の書類をまとめて提出してください。

注意

時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。

協力金の要件と提出書類

	京都府緊急事態措置協力金 (延長分)	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (3/1～3/14実施分)	
対象地域	京都府全域	京都市域	京都市以外の地域
要請期間	2月8日(月)～2月28日(日)	3月1日(月)～3月14日(日)	3月1日(月)～3月7日(日)
要請内容	営業時間:5時～20時 (酒類の提供は19時まで)	営業時間:5時～21時 (酒類の提供は20時まで)	



提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式1) ・申請書(様式1-1) ・誓約書(様式2) ・口座振替依頼書(様式3) ・申請者に関する添付書類 ・施設に関する添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式1) ・申請書(様式1-2) ・誓約書(様式2) ・口座振替依頼書(様式3) ・申請者に関する添付書類 ・施設に関する添付書類
	<p>協力金(延長分)と協力金(3月分)の両方を郵送で申請される場合は、同じレターパックに同封してお送りください。</p> <p>その場合、申請書(様式1)、誓約書(様式2)、口座振替依頼書(様式3)、申請者に関する添付書類、施設に関する添付書類(営業時間の短縮状況、酒類の提供状況が分かる資料を除く)の提出は1部のみでかまいません。</p>	

※複数の店舗分を申請される場合は、様式1-1及び様式1-2を必要分コピーしてください。

申請書（申請者に関する情報）様式1

記入例

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和3年 3 月 20 日

受付番号 ※

※受付番号は、記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	1:企業・団体 2:個人事業主 (※いずれかに○印)											
	フリガナ	カブシキカイシャ ○○○○○○○○○											
	法人名	株式会社 ○○○○○											
	フリガナ	○○○○○○○											
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名	代表取締役社長 ○○○○											
	法人代表者・個人 生年月日	S:昭和	H:平成	35	年	2	月	1	日				
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒	6	0	2	8	5	7	0	京都	都・道・府・県	京都	市・区・町・村
		上京区○○通○○西入○○町11-11 ○○ビル3階 ※番地や建物名まで記載してください											
	電話番号	075-○○○○-○○○○						担当者名	○○○○○				
	担当者電話番号	075-○○○○-△△△△						連絡先 メールアドレス	aaaaa@aaaaaaaa.co.jp				
常時使用する 従業員数(人)	25			人		資本金額※	10,000,000			円			
法人番号※	9999999999999												

※資本金額及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

申請する店舗数	協力金(延長分) 2/8~2/28	3	店舗
	協力金(3月分) 3/1~3/14 ※京都市域の施設	2	店舗
	協力金(3月分) 3/1~3/7 ※京都市以外の地域の施設	1	店舗

※協力金(延長分)を申請する場合は様式1-1に、協力金(3月分)を申請する場合は様式1-2に、施設に関する情報を記載してください。

法人名又は 個人事業主名	株式会社 ○○○○○
-----------------	------------

↓必ずチェックしてください。 施設についての情報			
<input type="checkbox"/> 本施設は、第1期感染症拡大防止協力金(令和2年12月21日～令和3年1月11日)に申請済みです。			
<input type="checkbox"/> 本施設は、第2期感染症拡大防止協力金(令和3年1月12日、1月13日)に申請済みです。			
<input checked="" type="checkbox"/> 本施設は、第3期緊急事態措置協力金(令和3年1月14日～2月7日)に申請済みです。			
<input type="checkbox"/> 本施設は、上記協力金のいずれにも申請を行っていません。			
フリガナ	△△△△△△		営業許可 番号
施設名称 (店舗名等)	レストラン△△△△		許可証上部の番号を記載 ○山北保衛第○号の○
所在地	〒	00000000	施設コード (P5参照)
	京都府 ○○市○○町○○ ○○ビル○階101		1 1 0 1 飲食店
※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。			※施設の種類を具体的に記入してください。

時短要請の対応状況																							
酒類の提供	<input type="checkbox"/> 酒類は提供していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供は午前11時から午後7時までに短縮している。																						
前年(2020年2～3月)同時期の営業日																							
10月	11月	12月	13月	14月	15月	16月	17月	18月	19月	20月	21月	22月	23月	24月	25月	26月	27月	28月	29月	1日	営業 日数	通常の営業時間 (0:00～24:00で記載)	
○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	18	17:00 ~ 23:00
営業日は「○」、定休等店休日は「定」を記し、営業時間は24時間制で記入してください。																							
要請期間中(2/8～2/28)の時短営業日																							
8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月	16月	17月	18月	19月	20月	21月	22月	23月	24月	25月	26月	27月	28月	時短対 応日数	時短する場合の営業時間 (0:00～24:00で記載)	
○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	18	17:00 ~ 20:00
時短要請に応じた日(終日休業した場合も含む)に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。(もともと20時まで に閉店する日は空欄)																							

2月8日(月)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。

記載欄	<2月8日から取り組むことができなかった場合に、その事情を記載してください>
-----	--

前年と今年で定休日等の店休日異なる場合には、理由書(様式4)を提出してください。

理由書(別紙4)を提出します。

申請額 (1店舗当たり)	(日額)	(時短対応日数)	
	6万円	× 18	日 = 108 万円

複数施設(店舗)を申請する場合、「様式1-1」をコピーして各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚【注意】ずつ)を記入してください。添付書類(「別表2」⑦～⑬)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。「○○屋四条店」など、どの施設(店舗)か分かるように記載してください。

申請書（申請者に関する情報）

様式1

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和3年 月 日

受付番号 ※

※受付番号は、記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	1:企業・団体 2:個人事業主 (※いずれかに○印)													
	フリガナ														
	法人名														
	フリガナ														
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名														
	法人代表者・個人 生年月日	S:昭和	H:平成				年			月			日		
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒												都・道・府・県	市・区・町・村
		※番地や建物名まで記載してください													
	電話番号							担当者名							
	担当者電話番号							連絡先 メールアドレス							
常時使用する 従業員数(人)							人	資本金額※	円						
法人番号※															

※資本金額及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

申請する店舗数	協力金(延長分) 2/8~2/28	店舗
	協力金(3月分) 3/1~3/14 ※京都市域の施設	店舗
	協力金(3月分) 3/1~3/7 ※京都市以外の地域の施設	店舗

※協力金(延長分)を申請する場合は様式1-1に、協力金(3月分)を申請する場合は様式1-2に、施設に関する情報を記載してください。

法人名又は 個人事業主名	
-----------------	--

↓必ずチェックしてください。

- 本施設は、第1期感染症拡大防止協力金(令和2年12月21日～令和3年1月11日)に申請済みです。
- 本施設は、第2期感染症拡大防止協力金(令和3年1月12日、1月13日)に申請済みです。
- 本施設は、第3期緊急事態措置協力金(令和3年1月14日～2月7日)に申請済みです。
- 本施設は、上記協力金のいずれにも申請を行っていません。

フリガナ		営業許可 番号	許可証上部の番号を記載							
施設名称 (店舗名等)										
所在地	〒	京都府				施設コード (P5参照)				
	※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。					※施設の種類を具体的に記入してください。				

時短要請の対応状況

酒類の提供 酒類は提供していない。 酒類の提供は午前11時から午後7時までに短縮している。

前年(2020年2～3月)同時期の営業日

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	1	営業 日数	通常の営業時間 (0:00～24:00で記載) : ~ :
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		

営業日は「○」、定休等店休日は「定」を記し、営業時間は24時間制で記入してください。

要請期間中(2/8～2/28)の時短営業日

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時短対 応日数	時短する場合の営業時間 (0:00～24:00で記載) : ~ :
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		

時短要請に応じた日(終日休業した場合も含む)に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。(もともと20時までに閉店する日は空欄)

2月8日(月)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。

記載欄	
-----	--

前年と今年で定休日等の店休日異なる場合には、理由書(様式4)を提出してください。

理由書(別紙4)を提出します。

申請額 (1店舗当たり)	(日額)	(時短対応日数)		
	6万円	×	日	= 万円

複数施設(店舗)を申請する場合、「様式1-1」をコピーして各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚【注意】)を記入してください。添付書類(「別表2」⑦～⑬)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。「〇〇屋四条店」など、どの施設(店舗)が分かるように記載してください。

誓約書

私は、京都府が要請した飲食店等に対する営業時間短縮について、京都府緊急事態措置協力金(延長分)及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・ 京都府緊急事態措置協力金(延長分)及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)支給要項のⅡに定める支給要件を満たしていることを誓約します。
- ・ 感染拡大予防に向けたガイドラインに基づく感染防止対策を実施しています。

	次のいずれかにチェックをつけてください。※チェックがない場合は支給されません
①	<input type="checkbox"/> 各業種別ガイドライン (ガイドライン名:) <input type="checkbox"/> 京都府「感染拡大防止ガイドライン(例)(標準的対策)」 <input type="checkbox"/> より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)
②	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている場合はチェックをつけてください。

- ・ 協力金の支給決定後、京都府緊急事態措置協力金(延長分)の要請期間内に午後8時以降の営業、又は新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)の要請期間内に午後9時以降の営業など支給要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、協力金を返還します。
- ・ 京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 京都府緊急事態措置協力金(延長分)及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)申請書に記載した施設名称(店舗名等)を京都府のホームページに公表されることに同意します。
- ・ 協力金事業を共同で実施する市町村との間で、情報が共有されることに同意します。
- ・ 他の行政機関等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- ・ 業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しており、それを証明するものを添付していません。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は
個人自宅住所

法人名(法人のみ)

法人代表者職・氏名
又は個人氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください(法人の場合は、代表者印の押印でも可)。

支払口座振替依頼書

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

京都府緊急事態措置協力金(延長分)及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/1～3/14実施分)について、審査の結果、適正と認められ、支給を決定したときは、下の口座に協力金をお支払いください。

【申請者】

法人所在地又は個人自宅住所
〒

法人名(法人のみ)

法人代表者職・氏名又は個人氏名

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫	本店		
信用組合・農協	支店		
口座種別	口座番号(右詰で記入)	口座名義(カタカナ)	
1 普通・2 当座			

ゆうちょ銀行希望の場合	通帳記号						
	口座種別	1 普通・2 当座					
	通帳番号						
口座名義 (カタカナ)							

注1) 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

注2) 上記口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏(口座名義がカタカナで記載されているページ)など)の写しを添付してください。

注3) 口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。(屋号・店舗名の有無、スペースの有無、法人格の省略など、一部でも誤りがある場合は振込ができません)

【屋号が入る場合の例】 ○○亭 京都太郎 → ○○テイ キョウトタロウ

【法人格の省略例】 株式会社○○産業 → カ)○○サンギョウ

◆よくある質問と回答

質問項目		回 答
1 総論		
①	時短要請に対する協力金について教えてほしい。	協力金に関するお問い合わせについては、「協力金コールセンター」までお願いします。京都府のホームページにも順次、詳細を掲載する予定です。 協力金コールセンター 電話：075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 (日・祝は休み))
②	複数の店舗を営んでいる場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。
2 支給要件に関すること		
①	時短要請の期間中、全ての日において、時短営業に取り組む必要があるのか。	原則、協力金（延長分）及び協力金（3月分）の各期間中全ての日において時短営業を行ってください。事情により時短営業の開始が遅れた場合も協力金の対象としますが、各期間において時短営業の協力開始日から各要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要があります。
②	時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	もともと、協力金（延長分）は20時以降、協力金（3月分）は21時以降に営業されている飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
③	要請期間中に予約が既に入っており、その日は20時以降（協力金（3月分）の場合は21時以降）に営業した場合は、支給対象となるのか。	時短営業の協力開始日から各要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。時短営業の協力を再開された場合は、再開した日から各要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただいた時は、その期間が支給対象となります。
④	もともと月～金曜は20時に閉店、土曜日は22時に閉店していた場合、土曜日の営業を20時まで（協力金（3月分）の場合は21時まで）に閉店すれば、協力金の対象となるのか。	協力金（延長分）については、もともと22時に閉店していた土曜日の営業を20時までに閉店し、期間を通して20時まで（酒類の提供は19時まで）に閉店すれば協力金の支給対象になります。 協力金（3月分）については、もともと22時に閉店していた土曜日の営業を21時までに閉店し、期間を通して21時までに閉店すれば協力金の支給対象になります。 いずれも、算定対象はそれぞれ時短をされた土曜日の営業日になります。
3 対象施設に関すること		
①	協力金（延長分）と協力金（3月分）の要請対象施設に違いはあるのか。	協力金（延長分）と協力金（3月分）の要請対象施設は同じです。
②	ホテル・旅館について、集会の用に供する部分だけを20時まで（協力金（3月分）の場合は21時まで）に終了すれば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。	ホテル・旅館は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、集会の用に供する部分で、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。
③	以前は20時以降（協力金（3月分）の場合は21時以降）も営業していたが、コロナの影響により最近20時（協力金（3月分）の場合は21時）に閉店していた場合は、対象にならないのか。	協力金（延長分）については、コロナの影響以前に20時以降まで営業されており、コロナの影響以後に20時までに時短された場合は対象になります。 協力金（3月分）については、コロナの影響以前に21時以降まで営業されており、コロナの影響以後に21時までに時短された場合は対象になります。 いずれも、昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
④	コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。	令和2年11月から令和3年2月の間に全く営業した実績がない場合は、対象なりません。
4 申請方法等に関すること		
①	協力金（延長分）と協力金（3月分）の申請を別々に行うことはできますか。	協力金（延長分）と協力金（3月分）の両方に申請される場合は、必ず同時に申請してください（郵送の場合は同封してください）。
②	「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか。	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
③	不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	協力金（延長分）については、20時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。 協力金（3月分）については、21時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。 いずれも、昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。

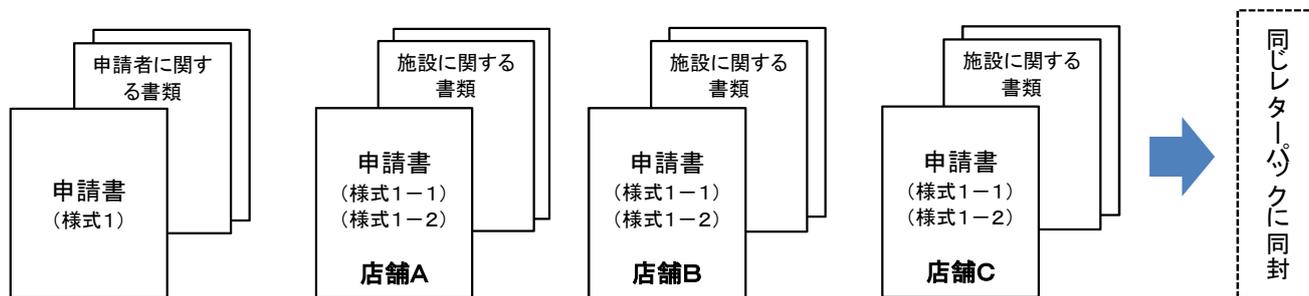
質問項目		回答
④	協力は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、直近の月締め帳簿や時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）など、申請書類の不足や記入漏れがないようお願いします。
5 提出書類に関すること		
①	要請以前は、通常20時以降（協力は（3月分）の場合は21時以降）も営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	要請以前の営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等をご提出ください。
②	要請期間中に、時短営業に取り組んだことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	お客様へ営業時間変更のお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等 ※時短の期間と閉店時間がわかるようお願いします。
③	酒類の提供を19時まで（協力は（3月分）の場合は20時まで）としたことについては、何をもちて証明すればよいのか。	お客様へ酒類の提供を19時まで（協力は（3月分）の場合は20時まで）とするお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等
④	京都市内を対象とした協力は（12/21～1/11）や協力は（1/12～1/13）、京都府全域を対象とした緊急事態措置協力は（1/14～2/7）を申請している場合は、今回の協力の申請書類を省略することはできるのか。	省略はできませんので、改めて申請書類をご提出ください。
6 業種別ガイドラインやステッカーに関すること		
①	「業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のいずれかのガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
②	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。	まず、業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をいただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。 https://www.kyotokaigi.com/ (1)WEB申請 ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます (2)窓口申請 ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください
③	業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもちて証明するのか。	誓約書において、ガイドラインに基づく感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。
④	ステッカーの交付を受けている場合でも、「誓約書」においてどのガイドラインに基づく感染防止対策をしているかチェックを記入する必要はあるのか。	どのガイドラインに基づき、感染防止対策をされているのか確認させていただくため、必ずいずれかの項目にチェックをお願いします。あわせて、ステッカーの交付を受けていることにもチェックをお願いします。
7 その他		
①	協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、「観光・伝統・食関連」産業連携事業緊急支援補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力の申請は可能です。

提出書類チェックリスト

(書類もれや記入もれがないようにお願いします)

	4期と5期を申請	4期のみ申請	5期のみ申請		提出書類名 (詳細は6ページをご覧ください)
申請者に関する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①	申請書(様式1) 申請者に関する情報
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>		申請書(様式1-1) 施設に関する情報(協力金(延長分)を申請する場合)
	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請書(様式1-2) 施設に関する情報(協力金(3月分)を申請する場合)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	②	誓約書(様式2)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	③	支払口座振替依頼書(様式3) ※口座名義(カタカタ)は正確に記載してください。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	④	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳コピーなど)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑤	本人確認書類の写し(運転免許証など) ※有効期限内のものに限ります。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑥	直近の確定申告書の写し
施設に関する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑦	飲食店営業許可、喫茶店営業許可の許可証の写し
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑧	施設(店舗)の外観(屋号が分かるもの)の写真
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑨	施設(店舗)の内観(店内の様子が分かるもの)の写真
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑩	直近の月締め帳簿(令和2年11月、12月、令和3年1月、2月のいずれかの月分)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑪	通常の営業時間が分かる資料の写し
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	⑫	協力金(延長分)を申請する場合: 営業時間を20時まで、酒類の提供を19時までとしたことがわかる資料
	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		協力金(3月分)を申請する場合: 営業時間を21時まで、酒類の提供を20時までとしたことがわかる資料
	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	⑬	理由書(様式4) ※前年と定休日等の店休日が異なる場合のみ提出

※複数店舗を申請される場合は、店舗ごとに様式1-1、1-2、⑦~⑬をまとめて提出してください。



【宛先】

〒600-8799 京都中央郵便局留
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局宛

※必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。

申請期間：令和3年3月15日（月）から令和3年4月5日（月）まで